

商工第36号
令和3年5月7日

一般社団法人岩手県工業クラブ 会長 様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県内において、社会福祉施設等のクラスターが複数発生するなど、4月下旬から新規感染者数が急増していることを受け、県では、本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第33回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、社会福祉施設等クラスターの対応や、岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策等について報告されました。

また、全国的にも、緊急事態宣言等が5月31日まで延長される見込みとなることから、一層の感染拡大防止の取組が重要となっており、県民の皆様には、日々の新規患者数を増やさないために、改めて、手洗いや常時マスクの着用などの基本的な感染対策や密閉、密集、密接の要素を伴う会合等の回避等についてお願いする知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会におかれましても、別添の知事メッセージ及び本会議での報告内容について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第33回本部員会議
知事メッセージ（令和3年5月7日）

県内において、4月下旬から新規感染者数が急増しており、本日（5月7日）現在で、人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数は12.0人となっています。これは、社会福祉施設等のクラスターが複数発生したことが大きな要因であり、社会福祉施設等における感染対策が必要です。

一方、県外、特に感染が拡大している地域からの来県者との業務上の接触や会食、職場の休憩室での会話などに起因する感染事例が複数確認されています。

これらを起点として、社会福祉施設等での大規模なクラスターが発生しないよう細心の注意が必要です。

全国的にも、緊急事態宣言等が5月31日まで延長される見込みとなるなど、一層の感染拡大防止の取組が重要となってきています。

県民の皆様には、日々の新規患者数を増やさないために、改めて、手洗いや常時マスクの着用などの基本的な感染対策や密閉、密集、密接の重なる場面だけでなく、二つあるいは一つだけの要素を伴う会合等の回避をお願いします。

そして、引き続き、緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来については、感染拡大防止の観点から、不要不急の帰省や旅行などは自粛いただき、その他の感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域との往来については慎重に判断されるなど、これまでお願いしていることの徹底をお願いします。

他の都道府県から来県された方には、来県後2週間は、それまでいた都道府県が要請している自粛等の継続をお願いします。

令和3年5月7日
岩手県知事 達増 拓也

岩手県内のクラスター確認例(岩手県保健福祉部まとめ)



岩手県内のクラスター確認例(令和3年5月7日現在)

【令和2年～3年2月】

月	No.	区 分	二次保健 医療圏	患者 等数
9月	1	職場1	胆 江	4
11月	2	飲食店1	盛 岡	52
	3	飲食店2	盛 岡	17
	4	職場2	盛 岡	15
	5	職場3	盛 岡	13
	6	地域活動	盛 岡	7
	7	高齢者施設1	久 慈	8
	12月	8	医療施設1	盛 岡
9		医療施設2	盛 岡	118
10		飲食店3	両 磐	18
1月	11	職場4	盛 岡	8
	12	共同生活	岩手中部	13
	13	会食	岩手中部	8
2月	14	地域1	宮 古	13
	15	地域会合	気 仙	6
	16	学校1	気 仙	22

【令和3年3月～】

月	No.	区 分	二次保健 医療圏	患者 等数
3月	17	地域2	久 慈	14
	18	職場5	盛 岡	13
	19	職場6	盛 岡	9
4月	20	教育・保育施設	盛 岡	61
	21	スポーツ活動1	両 磐	10
	22	スポーツ活動2	両 磐	8
	23	学校2	盛 岡	7
	24	スポーツ活動3	胆 江	9
	25	職場7	胆 江	9
	26	飲食店4	盛 岡	14
	27	地域3	胆 江	19
	28	高齢者施設2	盛 岡	41
	29	医療施設3	両 磐	5
5月	30	高齢者施設3	胆 江	69

※ 複数圏域にまたがるクラスター(二次感染例含む。)は、起点となった圏域に計上

感染が疑われる場面（R3.4.1～4.30）

1 飲酒を伴う懇親会

- （例） 感染拡大地域等から来た方との会食
- 知人との会食
- 接待を伴う飲食店を利用
- 飲酒時のカラオケ利用

2 大人数や長時間に及ぶ飲食

- （例） 県外から来た方との会食（二次会、三次会）
- 別居家族との会食（帰省等）

3 マスクなしでの会話

- （例） 県外から来た方との会食

4 狭い空間での共同生活

- （例） 同居家族
- 同一の宿舎等

5 居場所の切り替わり

- （例） 職場の休憩室での会話

社会福祉施設等クラスターの対応について

1 クラスターの発生状況について（4月27日～5月6日）

(1) 高齢者施設(滝沢市)

区 分	入所者	職 員	その他	計
対象者数	44	36	103	183
検 査 済	44	36	103	183
患 者 数	26	10	5	41

(2) 高齢者施設(奥州市)

区 分	入所者	職 員	その他	計
対象者数	68	43	52	163
検 査 済	68	43	52	163
患 者 数	43	23	3	69

2 いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォースの派遣状況

(1) 高齢者施設(滝沢市)

ア 医療搬送班として4月29日(木)以降入院等搬送調整班の職員を施設に派遣

月日	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3以降(継続中)
人数	2名	2名	1名	1名	2名

- ・ 重症度等のアセスメント、症状等に応じた入院調整を実施

イ 感染制御班としてICATの医師、看護師等を4月29日(木)から5月2日(日)までの計4日間、施設に派遣(延べ9名)

月日	4/29	4/30	5/1	5/2	合計
人数	3名	3名	2名	1名	9名(延べ)

- ・ 施設職員に対する感染対策の指導を実施(PPE着脱、手指衛生等)
- ・ 施設のゾーニング支援、巡回による施設内の点検及び環境整備を実施

(2) 高齢者施設(奥州市)

ア 医療搬送班として5月1日(土)以降入院等搬送調整班の職員を施設に派遣

月日	5/1	5/2	5/3以降(継続中)
人数	3名	3名	2名

- ・ 重症度等のアセスメント、症状等に応じた入院調整を実施

イ 感染制御班としてICATの看護師を5月1日(土)以降計3日間、施設に派遣(延べ6名)、5月7日以降も、継続的に派遣予定

月日	5/1	5/2	5/4	合計
人数	2名	2名	2名	6名(延べ)

- ・ 施設職員に対する感染対策の指導を実施(PPE着脱、手指衛生等)
- ・ 施設のゾーニング支援、施設内の巡回による点検及び環境整備を実施

感染拡大を防止するためのお願い

令和3年5月7日

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。

（手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
密閉、密集、近距離での会話や大声での発声等を
避ける、室内の換気、湿度の調節を心がける）

2 他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続をお願いします。 ※

3 密閉、密集、密接の重なる三密の場面だけでなく、二つあるいは一つだけの要素を伴う会合等の回避をお願いします。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

岩手県における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策

- 1 感染が拡大している地域等との往来
- 2 基本的な感染対策の徹底
- 3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

令和3年5月7日

岩手県

1 感染が拡大している地域等との往来

(1) 緊急事態宣言が発令されている地域等との往来について

緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来は、感染拡大防止の観点から不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いします。

【5月12日から適用見込み】

緊急事態宣言区域（6都府県）

東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

【5月9日から適用見込み】

まん延防止等重点措置区域（10道県）

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県、沖縄県

※宮城県、愛知県は5月11日まで

【不要不急の往来に該当しない場合(例)】

- ・ 会社の業務での出張(※ 医療関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る出張、リモート対応が困難な業務による出張 など)
- ・ 病院への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動

1 感染が拡大している地域等との往来

(2) その他の地域との往来について

緊急事態宣言等が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域等との往来は慎重に判断するようお願いします。

- ・ 直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が、15人以上の地域※
福岡県、奈良県、岡山県、大分県、北海道、群馬県、佐賀県、滋賀県、徳島県、岐阜県、広島県、鹿児島県、宮崎県、長崎県、石川県、和歌山県、福島県、熊本県、香川県、三重県
- ・ 不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域※
秋田県、茨城県、福井県、鳥取県

※ 緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域を除く。(5月7日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、移動の際には、訪問先や出発地の状況の確認をお願いします。)

2 基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。

特にも重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）は一層の注意をお願いします。

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 密閉、密集、近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。

また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（厚生労働省）

2 基本的な感染対策の徹底

県民及び岩手県来訪者

- ・ 毎日の健康確認、体調不良時は外出を避ける、受診前の電話相談
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続※
- ・ 常時マスク着用、密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけの要素を伴う会合等の回避

事業所

- ・ 健康状態・行動歴の記録

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

2 基本的な感染対策の徹底

宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗

- 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守徹底
- 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報の記録
- 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力

医療機関

- 積極的な検査の実施

3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援して下さるようお願いいたします。

新型コロナワクチン接種の進捗状況について

1 ワクチン接種の進捗状況

【県内のワクチンの接種実績（5月6日時点）】

	接種回数	接種回数		県内の状況
		内 1 回目	内 2 回目	
①医療従事者等	40,862	29,328	11,534	・全体 97,810 回のうち、約 42%が終了。
②高齢者	4,550	4,515	35	
③その他	1,602	1,601	1	
合計	47,014	35,444	11,570	

(出所) 医療政策室調べ

2 医療従事者等向けワクチンの配給スケジュール

(1) 配給スケジュールと接種対象者（対象者数：48,905人）

- ・ 第1弾及び第2弾分は感染症指定医療機関等の医療従事者等に接種。
- ・ 第3弾及び第4弾分の配給により、県内の希望する全ての医療従事者等が接種可能。

区分	配給時期	配給数量	バイアル数	接種可能人員
第1弾	3/6～4/1	20箱	3,900	9,750
第2弾	3/24～4/19の週	8箱	1,560	3,900
第3弾	4/12の週～5/10の週	60箱	11,700	35,100
第4弾	5/10の週	8箱	1,560	4,680
計	—	96箱	20,280	53,430

(2) 終了見込時期

6月中の終了予定。

3 高齢者向けワクチンの配給スケジュール

- (1) 国では、高齢者向けワクチンについて、6月の最終週までに全ての高齢者が2回接種可能となる量のワクチンを供給することとしており、7月末を念頭に希望する高齢者が2回の接種を終えることができるよう取り組むとしている。
- (2) 既に第5クール(5/10の週)までの配分量は決定しており、第6クール以降については国が示した配分計画量(最低限配分可能なワクチン量)を踏まえ、各市町村・基本型接種施設が希望量を登録することとなる。

区分	配給時期	配分決定量 ・計画量	バイアル数	接種可能	
				人員(人)	割合(%)
第1～第4クール	4/5～5/3の週	107箱	20,865	52,162	12.6
【第5クール】	5/10の週～	148箱	28,860	86,580	20.9
【第6クール】	5/24の週～	155箱	30,225	90,675	21.8
【第7クール】	6/7の週～	160箱	31,200	93,600	22.5
【第8クール】	6/21の週～	158箱	30,810	92,430	22.2
計	—	728箱	141,960	415,447	100.0
(参考) 県内の高齢者人口(令和3年1月1日現在)				405,394	

4 県の対応方向

- (1) 県内の高齢者施設でクラスターが発生している状況を踏まえ、各市町村に対し、高齢者施設の入所者及び従事者に対する早期の接種が行われるよう協力を依頼（依頼文書は次ページのとおり）。
- (2) 県・市町村トップミーティングやワクチン接種に関する県と市町村との意見交換会を通じて、高齢者向け接種に係る各地域の具体的なニーズや課題を把握し、市町村の円滑な接種が実施されるための支援を検討。
- (3) 高齢者向け接種を7月末までに終わることができるよう、関係団体、医療機関等と連携した医療従事者確保の取組を検討。

5 参考資料（専門相談コールセンターの相談実績）

【岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンターの相談実績】

日付	新型コロナワクチン			相談内容			
	接種前	接種後	不明	①ワクチン接種全般	②ワクチンの安全性と副反応	③接種対象と優先順位	④その他
4月分	669	15	205	462	162	49	233
5月分	105	15	12	82	26	5	25
合計	774	30	217	544	188	54	258

○県の相談体制

岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンターの設置

- (1) 設置日 3月30日（火）
- (2) 受付時間 9：00～21：00（土日祝日を含む）
- (3) 相談体制 看護師等資格を持つ専門職による相談対応
相談に係る医学的な指導・助言について岩手医科大学に委託
〔ワクチンコサゼロ〕

(4) 電話番号 フリーダイヤル 0120-895670

(5) 業務内容

副反応に係る相談等の医学的知見が必要となる専門的な相談への対応
被接種者に副反応を疑う症状が発生した場合に、専門的な医療機関への診療の協力を依頼

医 政 第 244 号
令和 3 年 4 月 30 日

各市町村
新型コロナワクチン接種担当課長 様

岩手県保健福祉部医療政策室長

高齢者施設入所者等への新型コロナワクチンの早期の接種について

本県の感染症対策については、日頃から御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県内では高齢者施設において新型コロナウイルス感染症のクラスター（感染者集団）の発生による感染の拡大がみられるところです。

また、高齢者施設でクラスターが発生した場合は、当該施設の介護従事者等も感染することにより、サービスの継続性を確保することが困難になることが予想されます。

現在、各市町村におかれましては、高齢者向けワクチン接種に御尽力いただいているところですが、高齢者施設のクラスター対策が急務となっていることから、ワクチン接種に当たっても、高齢者施設の入所者及び従事者に対する接種体制を確保していただくとともに、下記事項に御留意のうえ、早期の接種に御協力いただくようお願いします。

記

- 1 高齢者施設等のクラスターを防止する観点から、貴市町村の予防接種実施計画において、高齢者施設等の入所者及び従事者の早期の接種を御検討いただきたいこと。
- 2 高齢者施設入所者等への円滑な予防接種の推進を図るためには、高齢者施設を所管する介護保険部局とワクチン接種を所管する衛生部局との連携が重要と考えられることから、適切な役割分担のもと、ワクチン接種実施体制の構築について御検討いただきたいこと。
- 3 高齢者施設入所者等へのワクチン接種については、別添の「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和 3 年 1 月 28 日付け健健発 0128 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）、「高齢者施設の従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（再周知）」（令和 3 年 3 月 29 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）などを参照すること。

担 当：ワクチン接種担当 電 話：019-629-5472（直通） メール：AD0002@pref.iwate.jp ad0002@pref.iwate.lg.jp
